

令和4年度第1回東大阪市住工共生まちづくり審議会 議事要旨

日時	令和4年12月23日(金)16:00~17:30
場所	クリエイション・コア東大阪南館3階 研修室
出席者	<p>(東大阪市住工共生まちづくり審議会委員) 大石委員、奥田委員、糸野委員、竹中委員、濱田委員、松浦委員、松下委員 (住工共生のまちづくり施策検討・推進委員会ワーキング部会員) ※説明員として出席 都市計画室 田島室次長</p> <p>(事務局) 都市魅力産業スポーツ部モノづくり支援室 辻尾室長 浦塘室次長、田中主査</p>
案件	<p>1 審議会委員の紹介 2 本審議会について 3 会長、副会長の選出について 4 住工共生まちづくり事業に関する概要と経過及び住工共生のまちづくりにかかる取組みについて 5 施策等の実施状況の公表および意見募集について 6 工業保全型の特別用途地区の拡充指定について 【水走3・4丁目の特別用途地区指定検討案】 7 その他</p>
会議の公開 / 傍聴人の数	公開/傍聴人0名
議事要旨	<p>～開会～</p> <p>(事務局) ・開会の挨拶。 ・令和4年12月14日付で委員委嘱していることを報告。 ・過半数の出席により、東大阪市住工共生まちづくり審議会規則第5条に基づき、会議が成立していることを確認。 ・配布資料の確認。</p> <p>1 審議会委員の紹介 (事務局) ・資料1に沿って、審議会委員及び事務局職員等の紹介。</p> <p>2 本審議会について (事務局) ・資料2に沿って、本審議会の位置づけ等について説明。</p> <p>3 会長、副会長の選出について ・資料3の説明。 ・糸野委員を会長に、濱田委員を副会長に選出。</p>

4 これまでの住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて

(会長)

・「4 これまでの住工共生まちづくり事業にかかる取組み」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

・これまでの住工共生まちづくり事業にかかる取組みについて、資料4-1、4-2に沿って説明。

(会長)

・ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

・事業用地継承支援対策補助金の交付実績について、平成27年に1件あったのみと交付件数が少ないが、何か理由があるのか。きちんと認知されているのか。

(事務局)

・立地促進補助金等の対象となる場合、開発行為が必要となり、必ずモノづくり支援室の窓口に来るようになっており、その際に、事業用地継承支援対策補助金も含めて説明しているが、ただ、それ以外で土地を住宅や工場に売却するのか悩んでいる方に対して、この制度が行き届いていない可能性はあると思っている。そのため、金融機関等とも連携しながら、啓発活動に努めていきたい。また、この制度自体に何か使いにくいところがある可能性もあるため、金融機関等と情報交換をしながら、活用状況を交付実績として示せるように努めていきたい。

(委員)

・私は、近隣の会社に直接騒音の話し合いに行き、騒音が小さくなることを提案したりするが、相隣環境対策支援補助金の制度を企業がほとんど知らない。どのような広報で周知しているのか。

(事務局)

・相隣環境対策支援補助金について、補助金交付条件として、公害対策課へ市民の方から苦情が入った後に、公害対策課もしくはモノづくり支援室より補助金制度の説明を行う。そのため、苦情がなければ、相隣環境対策支援補助金が認知されていない可能性はあるかもしれない。

(委員)

・公害対策課の職員は、この補助金制度を伝えているのか。

(事務局)

・公害対策課へ市民から苦情が入った場合、現場への確認に行くが、その時には、モノづくり支援室にも連絡をいただいている。その際、補助金制度があることを事業者へ伝えている。また、企業を支援する施策一覧のパンフレットにも掲載し案内に努めている。

(委員)

・補助金制度について、私も初めて知ったのがほとんどである。やはり、市のPR不足と言わざるを得ない。相隣環境対策支援補助金についても、公害対策課が最初に窓口として受けられて、その後、モノづくり支援室で補助金の対応がされる。この市役所の縦割りをもう少し解消していただかないとスムーズに進まないと感じる。また、相隣環境対策支援補助金について、苦情があつて初めて活用できる。本来であれば、企業が出す騒音や、臭い等に対して、自主的に行動した場合についても、補助金制度を活用できれば、問題が起こる前に対処することができると思う。

(事務局)

・縦割りの行政については、事業者への対応に時間がかかる原因にもなっているため、公害対策課が相談に行く段階でモノづくり支援室も一緒に行くなどスピーディーな対応を検討していく。また自主的な企業の取り組みについては、周辺の住宅と共生を図っていくことに繋がるものであるが、一定の規制基準を超えている部分については、企業の義務として取り組んでいただくことが必要であり、自主的な部分も含めて企業を支援できるかは、改めて検討していく。

(委員)

・近隣住民からの苦情がないと補助金の支出ができないが、企業が独自に設備の近代化するような支援装置の紹介等は行っているのか。

(事務局)

・生産設備で新しく設備を入れる場合の補助制度がある。それは、音を低減するという趣旨制度ではなく、生産性を高めていくという趣旨である。その趣旨に沿うものであれば、音が出ている設備を音が出ない設備に切り替えていく場合も対象になりうる。

(委員)

・商工会議所や業界団体を通じての周知は、どの程度できているのか。

(事務局)

・商工会議所と市役所でどのような支援制度があるか、年に1回情報共有を行っているが、金融機関に加えて、関係団体にも市の施策の情報提供を強化していく。

(委員)

・PRをもっとしていただきたい。あと、東大阪商工会議所から月報が出ており、そこに生産性を高める設備投資はいつも出ているが、住工共生にかかる補助金も大々的にPRしていただく必要があると思う。

(事務局)

・モノづくり支援施策をお困りの方に使っていただきたいと考えており、どういった方法が有効で企業に伝わりやすいか、広報媒体もいろいろ検討し、広く市内企業に伝わるようなPR活動をしていきたい。

(委員)

・モノづくり企業は、音や臭いも出るが、近所の住民と共に生きていこうと意識している人がどれだけいるのか。操業するだけで精一杯みたいな人もおり、住工共生の意識が低いと思う。

(事務局)

・モノづくり推進地域で住宅を建てる場合、事業者は半径15m以内の製造業に住宅を建てるとう説明にまわっている。今後、本市がモノづくりのまちとして発展していくためにも現状を検証し、強化していくべき取り組みについて検討を行いたい。

(委員)

・各種施策が周知されていないという声を聞いて、補助金制度を活用していただかないと意味がない。そのため、PRをしっかりと行って欲しい。住民は自治会の回覧があるが、企業間の回覧みたいなものはあるのか。

(委員)

・回覧はないと思う。ただし、企業同士の集まりや会議があり、その場で住工共生の取り組みの話をしていただければ、そこから企業を通じて広がることはあると思う。

(事務局)

・モノづくり支援室では、いろいろ施策を行っているが、企業に支援施策が認知されておらず、広報や啓発に課題があると感じている。この審議会の意見を踏まえて、商工会議所等と連携しながら、また中小企業だより等で施策や補助金の周知を図る。

5 施策等の実施状況の公表および意見募集について

(会長)

・「5 施策等の実施状況の公表および意見募集」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

・資料5に沿って、施策等の実施状況の公表および意見募集について説明。

(会長)

・ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

・この結果は、非常に寂しい。住工共生のまちづくりについて、市民から意見がない。危機的な状況。意見募集では、どんな資料を出したのか。

(事務局)

・資料4-2やこれまでの住工共生のまちづくりに関する取り組みの経過を掲載した資料を出している。

(委員)

・意見の聞き方にも問題があると思う。制度を知っている人は意見を言えるが、一般の市民は、制度も分からないので意見を言うことが難しい。市民が意見を言えないと市民の住工共生に対する理解を得ることができない。

(事務局)

・住工共生のまちづくり条例に基づいて施策を進めているが、製造業が安定的に将来にわたって操業できることと近隣住民が安心して暮らせるという両面で取り組みを進める必要がある。そのため、市民に対して趣旨や方向性について分かりやすく伝えた上で、取り組みに少しでも関心を持っていただき、広く意見をもらい、より良い取り組みにしていきたい。今回、行政的な資料の出し方となり、受け手を意識した情報になっていなかったと痛感したので、今後は市が考えていることやどういことを聞きたいのか分かりやすく伝えるように改善する。

(委員)

・資料4-2は、パワーポイントだと思うが、この資料を提示しているのか。それとも何か市民の人が見やすいような形で提示しているのか。

(事務局)

・資料4-2の形のまま提示している。

(委員)

・資料4-2では分かりにくいので、今後は一般の方にも分かりやすく提示していただくということでよいか。

(事務局)

・広く市民の方に意見を求めているため、この審議会の意見を踏まえて、適切に対応していく。

(委員)

・発信の手段も考える必要がある。市役所のホームページを見に行くというだけでなく、LINE公式アカウントならプッシュ式で出るという手法もある。

(事務局)

・情報発信の媒体も多様化している。情報収集の方法にマッチした手法を検討したい。

6 工業保全型の特別用途地区の拡充指定について

(会長)

・「6 工業保全型の特別用途地区の拡充指定」について、事務局より説明をお願いする。

(事務局)

・資料6-1、6-2に沿って、工業保全型の特別用途地区の拡充指定について説明。

(会長)

・ただいま説明のあった内容について、ご意見、ご質問をいただきたい。

(委員)

・資料6-1の4ページについて、これまで3回の意見交換を行っても反対意見がある。その方たちには、今後、どのような説明をしていくのか。

(事務局)

・市の方向性としては、製造業がより安定的に今後もこの地域で操業し続けていただきたいという政策に基づき進めており、住民からいただいた意見を踏まえた規制内容の見直しも行った。ただ、それでも反対の意見がある。我々の政策上の思いやモノづくりのまちを守りたいという趣旨や理解を求めるための説明をつくし、今後も反対の意見を無視せず、引き続き丁寧に対応する。

(委員)

・規制内容の見直しについて説明をお願いします。

(事務局)

・規制見直し前は、3名の方が賛成ではない意見を持っておられ、建て替えをしたいという意向が強かった。それに何とか対応できないかと検討し、住居系用途の敷地内での建て替えができないという規制については、建て替えができるという見直しを行った。賛成ではない方のうち2名は、建て替えができるという緩和策に納得され、もう1名の方の将来の地価が下がった場合の補償に対する意見については、行政の対応には限界がある。

(委員)

・反対意見を踏まえて規制内容を見直し、対応しているということでよいか。

(事務局)

・はい。

(委員)

・資料6-1の5ページについて、工場移転補助金と立地促進補助金は、そこで製造業をされる方へのメリットであるが、土地所有者の優遇措置は、事業用地継承支援対策補助金のみということによいか。

(事務局)

・工場移転補助金の補助率を上げることは、土地所有者のメリットは直接ない。しかし、他の工業地域と比べて補助率が高いことで、製造業の立地ニーズが高まることを期待している。それにより、地権者が土地の貸し付け等でメリットが出ることに繋がる。

7 その他

(会長)

・7. その他として、何かご発言等はあるか。

(委員)

・東大阪市で工場を作りたい、用地を取得したいという政策が必要だが、ほとんど見

えない。もう1つが、都市計画関係で事業者とも話しをする機会があり、一番言われるのは、東大阪市の製造業をどのように発展させるのか。現状維持では、世界の製造業は動いている。東大阪に工場がなくてもいいとしないためにも、どう考えていくのかという政策がないといけない。その政策があれば、市民も工場が増えてきた、こんな工場ができていくという形で、まちの動きが見えてくることに繋がる。モノづくり支援室がいろいろ補助制度等を普及や活用してもらおうのも仕事だが、東大阪を住工共生のまちの形を作る上で連動していかないとはいけない。

(事務局)

・東大阪のモノづくりの特徴を一言で言うと、技術力の高い企業が集積していること。基礎的な技術もあるが、先端分野で世界から認められるような製品を作っている企業もある。モノづくりが今後、不要になるとことはないと考えているが、そのため、いかにその技術を使って、社会課題の解決に繋げることができるかが、非常に重要であると感じている。その解決手法として、市場の情報をよく知っているデザイナーの方とも連携しながら、この技術で作れるものを開発するだけではなく、市場が求めているものをどのように作るのか、デザイナーと製造業が連携し、デザイン性の高い付加価値を高めた製品づくりも行っている。

(委員)

・東大阪は、モノづくりのまちとして、どのようなまちと聞かれた時に、どのように答えるのか。モノを作る技術は、いろいろある。それを説明できるコンセプトを作らないといけない。東大阪市のモノづくりのまちとしてのデザインをしないとはいけない。そのデザインしたものを発信していかないとはいけない。

(委員)

・東大阪の工業が、どのように今後進むのかというビジョンが見えてこない。それを住工共生まちづくりと並行してやらないといけない。東大阪の工業ビジョンを今後どのように考えているのか。中小企業振興会議等で議論もしていかないとはいけない。

(事務局)

・行政職員から見た東大阪の産業発展だけで政策を築いていくと、企業の実態と合わないという危険性がある。そのため、東大阪で操業されている企業や産業集積等を研究されている学識経験者の方など様々な立場や観点から幅広く意見をもらい、政策を組み立てていくということは非常に重要だと考えている。そういった手法により地域にとって最善の政策を進めていければと思っており、今後も中小企業振興条例に基づいた委員の方にお集まりいただき、検討を進めていきたいと考えている。

(委員)

・今は、未来を切り開くアイデアや突出する力が必要だと思う。行政の中で協議も必要であるが、それで未来を切り開くことはできないと思う。そのようなことも考えていかないとはいけない。

(事務局)

・モノづくりのビジョンが見えにくいというご意見だと思うが、中小企業振興会議が動いていないという現状がある。中小企業振興会議では、モノづくり支援室として4本柱の政策を進めている。販路開拓や製品開発や事業承継を含めた人材育成、住工共生のまちづくりの操業環境の保全の4本柱で事業を進めてきたが、この間、社会情勢がめまぐるしく動き、SDGs や脱炭素などこの枠組みには入らないような支援が求められている。ビジョンが見えにくい件は、今後、中小企業振興会議を再開し、新たな進むべき道筋を構築していきたいと考えている。

(委員)

・住工共生まちづくり審議会委員として、会議を有効な時間にしていくためにも、モノづくり支援室の職員は一生懸命努力していると思うが、もっといろいろな方の関与が必要だと思う。モノづくり支援室だけでなく、商工会議所や公害対策課などの関係部局とも連携し、この会議をより有意義なものとしていただきたい。

(事務局)

・この会議を通じ改善すべき点が見えてきた。そのことについては、目に見えるような形で改善していきたいと考えている。

(会長)

・それでは、以上をもって本日の会議を終了する。

～閉会～

～以上～